



会計方針の変更に関する基礎的分析

榎本, 正博

(Citation)

国民経済雑誌, 210(5):29-65

(Issue Date)

2014-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009011>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009011>



会計方針の変更に関する基礎的分析

榎 本 正 博

国民経済雑誌 第210巻 第5号 抜刷

平成26年11月

会計方針の変更に関する基礎的分析

榎 本 正 博

利益マネジメント (earnings management) 研究における、経営者の裁量行動の検出方法の変化により、最近では会計方針の変更に関してデータの蓄積がほとんどない。そこで、本研究では2000年以降の会計方針の変更についてデータを収集し、種類別、年度別の実態調査を行った。全体としては、引当金に関する変更が多くなされていることがわかった。また期間を通してみると会計方針の変更は減少してきている。さらに本研究では、利益マネジメントに関して実証分析で検証されてきた仮説を確認し、会計方針の変更に関する研究を再考した。分析の結果は、2000年以降の新しいデータにおいても、会計方針の変更がこれまで検討されてきたいくつかの仮説と整合する可能性を示唆しており、今後新しいデータでの詳細な検証が期待される。

キーワード 会計方針の変更, 利益マネジメント

1 はじめに

本研究は、会計方針の変更に関するデータを収集し、その基本的な特徴を調査するものである。会計方針はいわゆる継続性の原則に従い、每期継続的に用いなければならない。しかし、会計方針の変更は正当な理由があれば可能なため、変更を行う企業が毎年相当数観察されてきている。会計方針の変更による利益の増減は、利益マネジメント研究では、古くより経営者の裁量行動の代理変数として用いられてきた。

利益マネジメントは、会計的裁量行動 (accounting discretion) と実体的裁量行動 (real discretion) に分けられる (岡部 1994, 52-61)。会計的裁量行動は、生じた事実をそのままにその会計的描写を変えるものである。減価償却方法を定額法から定率法に変更することはその典型例である。会計方針の変更は、企業側からみると「ペンとインクさえあれば簡単にできる」(岡部 1994, 55) もので、経営活動とは直接の関係はない。一方、実体的裁量行動は、押込販売、裁量的な研究開発費の削減が例としてあげられ、企業の資源配分の変更を伴う。

こういった経営者の裁量行動の検出方法は時代とともに変化している。例えば Zmijewski

and Hagerman (1981) では、棚卸資産の評価、減価償却方法、投資税額控除、過去勤務債務に対する償却期間の4つの会計方針の選択に関するポートフォリオを作成し、経営者の会計行動を把握している。しかし、この方法では利益に与える影響額が把握できない。一方、会計方針の変更は財務諸表の脚注や監査報告書で開示され、利益への影響額が記載されており、経営者が利益を調整した額を特定しやすい。そのため、利益マネジメント研究で1960年代から1990年代にかけて、会計方針の変更に関する研究が多数展開されてきた。¹⁾

例えば Cushing (1969) では、1955年から1966年までの325の会計方針の変更を対象として、会計方針変更前の利益の変化と変更後の利益の変化を比較することから、利益平準化について研究している。同様に利益平準化を検討した研究として Ronen and Sadan (1981) がある。このほか、財務制限条項 (Sweeney 1994; Beatty and Weber 2003)、財務的困窮 (Schwartz 1982) 等が、取り扱われている。本研究のように会計方針の変更を収集した研究としては、Pincus and Wasley (1994) がある。そこでは1969年から1988年の間に発生した自発的変更2,978件と強制的変更3,689件を対象とした。本研究で取り扱う自発的変更に注目すると、棚卸資産に関する変更が最も多く、38.1%を占めていた。ついで、連結範囲、収益及び費用の認識、減価償却方法の変更の割合が高いことが報告されている。

わが国の会計方針の変更に関する研究としては、増資 (山地 1984)、利益の水準 (あるいは利益の変化) との関係 (香村 1987, 吉田 1992, 飯野編 1994, 岡部 1994)、財務制限条項 (須田 2000)、利益ベンチマーク達成 (中村 2006)、倒産企業 (須田他編 2007) 等がある。また鉄鋼業 (伊藤・会計政策研究会 1992)、電気機器産業 (飯野編 1994)、建設業 (富田 2004)、のような産業別の研究もある。このように、わが国でも会計方針の変更と利益平準化、財務制限条項等の関係は蓄積されてきたが、Pincus and Wasley (1994) のような集計的なデータは報告されていない。

利益マネジメントの手法は多種多様であり、経営者は目標利益に到達するために、会計方針の変更以外の裁量行動をも組み合わせるので、会計方針の変更だけでは利益マネジメントの全体像を把握しきれない。Fields et al. (2001) でも、単一の会計方針に注目すると全体を見失うと述べられている。実際 Healy (1985)、Jones (1991) を契機として、会計発生高 (accounting accruals) を用い、経営者の (会計的) 裁量行動を包括的に把握する研究が主流となっている。会計方針の変更は、変更した企業のみしか分析できないが、会計発生高を使えば一般的な会計データを公開している企業で分析可能である。さらに Roychowdhury (2006) 以降、実体的裁量行動を推定するためのモデルが普及している。つまり利益マネジメントの把握は、かつての会計方針の変更額をそのまま用いる方法から、会計的裁量行動、実体的裁量行動により影響を受けた額を包括的に推定する方法に移行した。よって、会計方針の変更を裁量行動の代理変数として取り扱う論文は、2000年代に入ると公表数が減少して

いる。

会計方針の変更は、重要性があれば開示され利害関係者に伝達されるという点が、他の裁量行動、特に実体的裁量行動とは異なる。また、変更による影響額が開示されており推定の必要が生じないため、裁量的会計発生高、実体的裁量行動の計算で指摘される推定上の問題が発生しないという特徴もある。

会計方針の変更は研究の減少により、わが国では2000年以降においてデータがほとんど集計されていない。しかし、『「会計処理の変更」実例集』（税務研究会）が1999年3月期分からはほぼ毎年刊行され、その蓄積から以前よりはデータを容易かつ大量に確保できるようになっている。本研究では、同書を利用して会計方針の変更について基礎的な調査を行う。また利益マネジメントに関する実証分析で検証されてきた仮説を2000年以降のデータで確認し、会計方針の変更に関する研究を再考する。具体的には、規模、財政状態（負債比率、留保利益比率）、経営成績（利益平準化、ビッグ・バス）、会計上のフレキシビリティ、監査事務所、経営者交代との関係を分析する。

なお「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い（監査・保証実務委員会実務指針第78号、日本公認会計士協会）」によれば、会計方針の変更は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更、それ以外の正当な理由による会計方針の変更に分類されている。前者の変更は強制的であるので、本研究では後者を主として取り扱う。

本研究は以下のように構成される。第2節は会計方針の変更に関する規則を概観する。第3節はサンプルとデータである。第4節は種類別、年度別の分析及びこれまで実証されてきた仮説との関係を分析する。第5節は追加的検証、第6節はまとめと今後の課題である。

2 会計方針の変更に関する規則について

「会計方針」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第44号によれば、「財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続」であり、第47号では、会計方針の変更とは「一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう」となっている。

企業会計では、一つの経済事象に対して複数の会計処理の方法が認められている。その場合「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」（企業会計原則第一・五）という、いわゆる継続性の原則が適用される。ただし、継続性の原則のもとでも、「正当な理由」があれば、会計方針を変更することが許される。

正当な理由に当たるかどうかは、前述の監査・保証実務委員会実務指針第78号によれば、監査人は以下の事項を総合的に勘案すると記されている。①会計方針の変更が企業の事業内

容及び企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること、②会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること、③変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして妥当であること、④会計方針の変更が利益操作等を目的としていないこと、⑤会計方針を当該企業年度に変更することが妥当であることである。^{2),3)}

会計方針の変更の財務諸表への記載は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号、企業会計基準委員会）」（以降、過年度遡及会計基準とする）の適用前後で異なる。基準適用前は、原則として会計方針の変更が当期の損益に与える影響が開示されていた。基準適用前（2010年9月30日改正より前）の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の第8条の3第1号においては、「会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容」を記載することになっており、その内容は、『「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項』の8の3-1において、「当該会計処理について前事業年度と同一の基準を適用した場合において計上されるべき営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益又はその他の重要な項目の金額に、当該変更が差異を与える結果となつたことをいうものとする」としていた。

現在は過年度遡及会計基準が2011年4月1日以降開始する事業年度から適用されている。正当な理由による会計方針の変更の場合、原則として新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理する遡及適用を行う。この基準では原則として当期に対する影響額の開示は求められていない。ただし、前期以前への遡及適用が実務上困難な場合には当期への影響が開示され、新しい会計基準が導入される場合にはその基準の定めに従う。会計上の見積りの変更では当期の影響が開示される。減価償却方法の変更は会計方針の変更に該当するが、見積りの変更として取り扱うため、遡及されず当期の影響が開示される。つまり当期の利益に対する影響の開示は、減価償却方法の変更の場合、何らかの理由で遡及が困難な場合及び会計基準で遡及が定められていない場合になされるということになる。

次に会計方針の変更の監査報告書における開示について述べる。2002年に監査基準の大幅な改訂が行われたため、監査報告書では2003年3月期以降とそれ以前で、会計方針の変更の取り扱いに違いがみられる。2002年改訂前では、正当な理由による会計方針の変更は、除外事項に該当したため監査意見は限定付意見となっていた。⁴⁾2003年3月期以降であれば、正当な理由による会計方針の変更は、監査人の判断で監査報告書において、「追記情報」として会計方針の変更があった旨記載される。⁵⁾その場合、当該会計方針の変更があることが開示されるものの、影響額や「正当な理由」は示されない。なお、この追記情報は除外事項に該当していない。そのため、2002年監査基準改訂前とは異なり、監査意見が限定付意見とはなら

ない。追記情報とは、「監査基準の改訂について（2002年1月25日）」9.（3）追記情報（ア）によると、監査人が「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する」ものである。

さらに2010年の監査基準の改訂に伴い、2012年3月期以降監査報告書の様式が変更された。会計方針の変更は、追記情報として監査人の判断で監査報告書に記載される点は同じであるが、強調事項区分となった⁶⁾。強調事項区分とは、「財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分」（「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分（監査基準委員会報告書706，日本公認会計士協会）」）である。

3 サンプル及びデータ

会計方針の変更に関するデータは、週刊「経営財務」編集部編『「会計処理の変更」実例集』（税務研究会）の2000年から2010年、2012年を用いて収集した。2011年分については、週刊「経営財務」2011年9月26日号、10月10日号から、2013年分については同社のウェブサイトからデータを入手した⁷⁾。本研究ではこれらに収録された財務諸表の注記欄、監査報告書に記載されている損益計算書項目について、データを手作業で入力している⁸⁾。同書は日本の証券市場に上場している企業を対象に、監査報告の限定事項あるいは追記情報（強調事項）の記載を基礎にデータを収集している⁹⁾。ただし会計基準や法令等による会計方針の変更を取り除いている点は注意が必要である。同書の2012年、2013年のデータは、監査報告書で追記情報（強調事項）が付された会計方針の変更以外も取り扱っているので、4節の分析では、2011年以前のデータと平仄をあわせる目的で、追記情報（強調事項）の付されたデータを会計方針の変更として取り扱っている¹⁰⁾。また、会計方針を変更した企業及びそのほかの企業のデータを比較分析するために、以下のサンプル選択基準で企業を選択した。

- ① 2000年から2013年までの3月31日を決算日とする企業
- ② 各決算日現在でわが国のいずれかの証券市場に上場している企業（東京、大阪、名古屋、札幌、京都、福岡各証券取引所、ジャスダック¹¹⁾）
- ③ 日本基準で連結財務諸表を作成している企業
- ④ 金融、保険、証券業に属さない企業（日経中分類）

上記の基準に合致し、かつ分析に必要なデータが入手できる企業を選択する。決算期の変更があった期はサンプルから除かれる。最終的に利用した会計方針の変更があった企業・年は、2,798である（分析により減少する）。比較対象とするサンプルは25,255企業・年である。

そのほか、財務データは、『日経 NEEDS-FinancialQUEST』（日経デジタルメディア）か

ら入手した。監査人データは、『監査報酬総覧』（税務研究会）、『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）、『企業基本データ』（日経デジタルメディア）、各企業の有価証券報告書から、経営者交代のデータは『役員四季報』（東洋経済新報社）、『会社四季報 CD-ROM』（東洋経済新報社）、各企業の有価証券報告書から手作業で入手している。有価証券報告書はすべて『eol』（プロネクサス）からダウンロードして利用している。

4 分析結果

4.1 会計方針の変更の種類別、年度別の集計結果

表1から表4は会計方針の変更の種類別、年度別の集計結果である。4.1節の分析に当たり、『「会計処理の変更」実例集』における一つの開示を1件として集計している。1社で複数の変更がある場合は、別の変更として集計している。なお各会計方針の変更区分は『「会計処理の変更」実例集』に依拠している。

表1は同一年度に変更した種類の数を企業別に集計したものである。大多数が1種類ないし2種類であるが、同一年度に5種類を変更している企業がある。表2は会計方針の変更の種類別、表3は、表2のうちさらに注目すべき変更の詳細を別に抽出している。

表1 同一年度の変更数

同一年度に変更した回数	遡及修正を含まない	遡及修正を含む
1	2,447	2,456
2	288	290
3	39	39
4	11	11
5	2	2
変更企業数	2,787	2,798
変更の合計	3,194	3,207

会計方針を変更して遡及修正したため当期の影響に言及がない企業を含むか否かで分類している。

表2パネルA、Bで年度別に会計方針の変更をみると、2000年の変更が最も多くなっており、全体的に減少傾向にある。期間全体では退職給付会計を含む引当金の計上基準の変更が最も多い。固定資産の減価償却方法、計上区分の変更、新会計基準の早期適用が300件を超えている。Pincus and Wasley (1994)とは国と時代背景が異なるが、固定資産の減価償却方法の変更の多さが共通している。また2000年以降会計基準の新設、改訂が多く行われ、各会計基準は導入前から会計方針の変更を増加させている。例えば2001年3月期から適用の「退職給付に係る会計基準（企業会計審議会）」（以降、退職給付会計基準とする）は、2000年3月期に400件を超える会計方針の変更を誘発した。「金融商品に係る会計基準（企業会計審議

表2 パネルA 会計方針の変更が経常利益に与える影響

変更の種類	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	全体
有価証券の評価基準及び評価方法の変更	平均値	-0.0019	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0014	0.0000	0.0004	0.0084	-0.0011					-0.0008
	中央値	-0.0009	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0084	-0.0011					0.0000
	N(計算)	29	17	3	4	4	0	1	4	1	0	1			64
	N(全体)	43	20	6	10	4	1	3	5	1	1	5			99
棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更	平均値	-0.0020	0.0001	-0.0001	0.0000	0.0046	0.0019	0.0013	0.0002	-0.0034	0.0000	0.0008	-0.0059		0.0000
	中央値	-0.0001	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0013	0.0000	0.0000	-0.0001	-0.0013	0.0000
	N(計算)	20	24	25	19	14	21	16	5	7	13	1	3	3	0
	N(全体)	23	24	25	21	14	22	17	5	9	13	1	3	3	1
固定資産の減価償却方法の変更	平均値	0.0027	0.0035	0.0021	0.0013	-0.0015	-0.0074	-0.0005	0.0010	0.0009	0.0005	0.0069	0.0052	0.0082	0.0080
	中央値	0.0017	0.0034	0.0020	0.0001	-0.0010	0.0000	-0.0005	0.0018	0.0020	0.0017	0.0070	0.0052	0.0062	0.0026
	N(計算)	44	22	31	26	15	21	19	13	20	15	13	10	24	46
	N(全体)	45	22	31	27	17	23	19	14	22	15	13	11	24	46
繰延資産の処理方法の変更	平均値	0.0013	-0.0040	-0.0004	0.0046	0.0010	0.0175	0.0015	0.0057	-0.0009	0.0027				0.0025
	中央値	0.0009	0.0007	-0.0004	0.0065	0.0004	0.0175	0.0016	0.0057	-0.0009	0.0027				0.0008
	N(計算)	4	3	1	3	4	2	4	1	1	2				25
	N(全体)	6	3	1	3	4	3	4	1	1	2				28
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準の変更	平均値	0.0008	-0.0010	0.0001	0.0001	0.0019	0.0005	-0.0005	-0.0025	0.0017	0.0031	0.0004			0.0012
	中央値	0.0004	-0.0010	0.0000	0.0000	0.0005	0.0000	-0.0001	-0.0025	0.0002	0.0008	-0.0001	0.0004		0.0001
	N(計算)	9	2	6	6	3	6	4	2	7	19	3	1		68
	N(全体)	10	2	6	6	3	7	5	2	7	19	3	1		71
引当金の計上基準の変更	平均値	-0.0011	-0.0010	-0.0010	-0.0011	-0.0008	-0.0011	-0.0006	-0.0009	-0.0019	-0.0012	-0.0024	-0.0023	-0.0200	0.0036
	中央値	-0.0006	-0.0006	-0.0007	-0.0006	-0.0005	-0.0007	-0.0005	-0.0007	-0.0008	-0.0010	-0.0030	-0.0023	-0.0200	0.0036
	N(計算)	82	106	62	46	67	82	50	72	25	14	3	2	2	1
	N(全体)	93	110	69	49	71	87	58	88	27	17	6	7	2	1
ヘッジ会計の方法の変更	平均値			0.0026	0.0000	0.0272	-0.0006			-0.0161					0.0039
	中央値			0.0004	0.0000	0.0272	-0.0006			-0.0161					0.0000
	N(計算)			4	3	2	2			1					12
	N(全体)			4	3	2	2			2					13
キャッシュ・フロー計算書に関する変更	平均値		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央値		5	4	1	3	2	2	1	3	2	2	2	2	21
	N(計算)														
	N(全体)														
退職給付関係の変更	平均値	-0.0001		0.0015	0.0017	0.0005	-0.0013	-0.0009	0.0001	0.0050	0.0021	0.0017	-0.0001	0.0000	0.0002
	中央値	-0.0001		0.0011	0.0008	-0.0003	-0.0001	-0.0008	0.0000	0.0029	-0.0002	0.0026	-0.0001	0.0000	0.0000
	N(計算)	289	0	15	12	14	11	8	5	7	6	5	1	1	374
	N(全体)	438	1	20	18	24	15	11	8	8	8	6	1	1	559

平均値	0.0028	0.0025	0.0029	0.0028	0.0151	-0.0010	0.0019	0.0004	-0.0020	-0.0019	-0.0237	-0.0045	0.0020
中央値	0.0010	0.0018	0.0011	0.0010	0.0009	0.0008	0.0013	-0.0002	0.0001	-0.0006	-0.0237	-0.0025	0.0008
N(計算)	16	21	25	22	24	24	46	29	31	12	2	6	258
N(全体)	18	22	26	22	24	25	49	29	31	13	3	7	269
平均値	-0.0004	-0.0001	0.0000	-0.0001	0.0001	0.0000	0.0004	0.0005	0.0002	-0.0004	0.0003	0.0010	0.0000
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
N(計算)	33	33	26	36	30	32	34	29	18	19	16	6	312
N(全体)	38	38	29	43	36	37	46	36	26	25	19	6	379
平均値					0.0006	0.0023		-0.0048	-0.0028	0.0028	0.0005		-0.0011
中央値					0.0006	0.0009		-0.0020	-0.0013	0.0027	-0.0001		-0.0003
N(計算)					1	35		24	67	19	7		0
N(全体)					100	254		32	75	19	17		1
平均値	0.0013	0.0018	-0.0001	0.0014	0.0002	0.0000	0.0009	0.0051	-0.0082	0.0008		0.0001	0.0007
中央値	0.0013	0.0018	-0.0001	0.0019	-0.0004	0.0000	0.0000	0.0051	-0.0082	0.0008		0.0001	0.0000
N(計算)	2	2	4	5	5	4	16	2	1	1		1	43
N(全体)	4	3	4	7	7	7	20	4	1	2		1	60
平均値	-0.0001	0.0001	0.0005	0.0005	0.0023	-0.0005	0.0005	-0.0008	-0.0012	0.0002	0.0011	0.0010	0.0048
中央値	-0.0001	-0.0002	0.0000	0.0000	-0.0001	0.0000	0.0000	-0.0005	-0.0002	0.0000	0.0000	0.0000	0.0058
N(計算)	528	230	203	182	183	240	198	186	185	119	53	30	29
N(全体)	718	250	225	210	309	483	234	225	211	136	75	37	48
													51
													3,194

値はすべて前期末総資産で除されている。「N(計算)」は、平均値、中央値の計算で利用した数(経常利益に与える影響が開示され、前期末総資産額が利用できた数)、「N(全体)」は、変更のあった企業全体の数である。変更の種類は、週刊「経営財務」編集部編『会計処理の変更』実例集(税務研究会)によっている。N(計算)、N(全体)ともに、企業数ではなく変更数である。つまり1社で2種類の変更があった場合には、2つカウントされている。

表2 パネルB 会計方針の変更が税金等調整前当期純利益に与える影響

変更の種類	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	全体	
有価証券の評価基準及び評価方法の変更	平均値	-0.0070	-0.0005	0.0006	0.0005	-0.0014	0.0027	0.0013	0.0001	0.0120	0.0006	-0.0004			-0.0030	
	中央値	-0.0027	0.0000	0.0000	0.0001	0.0000	0.0027	0.0013	0.0000	0.0120	0.0006	-0.0011			0.0000	
	N(計算)	42	20	5	10	4	1	2	4	1	1	5			95	
N(全体)	43	20	6	10	4	1	3	5	1	1	5			99		
棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更	平均値	-0.0041	0.0001	-0.0001	-0.0064	0.0046	-0.0007	0.0009	-0.0044	0.0001	-0.0034	0.0000	0.0008	-0.0059		-0.0014
	中央値	-0.0005	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0037	0.0000	-0.0013	0.0000	-0.0001	-0.0013		0.0000
	N(計算)	23	24	25	21	14	22	17	5	7	13	1	3	3		178
N(全体)	23	24	25	21	14	22	17	5	9	13	1	3	3		181	
固定資産の減価償却方法の変更	平均値	0.0027	0.0036	0.0024	0.0010	-0.0021	-0.0123	-0.0007	0.0006	0.0007	0.0004	0.0069	0.0052	0.0083	0.0080	0.0022
	中央値	0.0017	0.0034	0.0021	0.0002	-0.0014	-0.0022	-0.0013	0.0007	0.0019	0.0017	0.0070	0.0052	0.0061	0.0062	0.0026
	N(計算)	44	22	31	26	16	23	19	14	22	15	13	10	24	46	325
N(全体)	45	22	31	27	17	23	19	14	22	15	13	11	24	46	329	
繰延資産の処理方法の変更	平均値	-0.0117	-0.0088	-0.0004	0.0007	0.0006	0.0175	0.0015	0.0057	-0.0009		0.0027				-0.0015
	中央値	-0.0059	-0.0099	-0.0004	0.0003	-0.0001	0.0175	0.0016	0.0057	-0.0009		0.0027				-0.0004
	N(計算)	6	3	1	3	4	2	4	1	1		2				27
N(全体)	6	3	1	3	4	3	4	1	1		2				28	
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準の変更	平均値	0.0000	-0.0012	0.0001	0.0001	0.0019	0.0005	-0.0005	-0.0025	0.0017	0.0025	0.0004	0.0004			0.0009
	中央値	0.0002	-0.0012	0.0000	0.0000	0.0005	0.0001	-0.0001	-0.0025	0.0002	0.0008	0.0000	0.0004			0.0000
	N(計算)	10	2	6	6	3	6	4	2	7	19	3	1			69
N(全体)	10	2	6	6	3	7	5	2	7	19	3	1			71	
引当金の計上基準の変更	平均値	-0.0058	-0.0062	-0.0050	-0.0054	-0.0076	-0.0055	-0.0075	-0.0106	-0.0052	-0.0022	-0.0057	-0.0099	-0.0200	0.0036	-0.0066
	中央値	-0.0026	-0.0040	-0.0030	-0.0033	-0.0044	-0.0039	-0.0037	-0.0069	-0.0042	-0.0019	-0.0050	-0.0039	-0.0200	0.0036	-0.0039
	N(計算)	91	110	69	49	71	87	56	80	27	15	5	4	2	1	667
N(全体)	93	110	69	49	71	87	58	88	27	17	6	7	2	1	685	
ヘッジ会計の方法の変更	平均値			-0.0054	0.0000	0.0272	-0.0006									0.0013
	中央値			0.0000	0.0000	0.0272	-0.0006									0.0000
	N(計算)			4	3	2	2									12
N(全体)			4	3	2	2										13
キャッシュ・フロー計算書に関する変更	平均値			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央値			5	4	1	3	2	1	3	2					21
	N(計算)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N(全体)			5	4	1	3	2	1	3	2					21	
退職給付関係の変更	平均値	-0.0271	-0.0027	-0.0258	-0.0154	-0.0301	-0.0122	-0.0093	-0.0100	0.0031	0.0012	-0.0072	-0.0046	0.0000	0.0000	-0.0247
	中央値	-0.0164	-0.0027	-0.0173	-0.0060	-0.0121	-0.0049	-0.0062	-0.0037	0.0039	-0.0015	-0.0056	-0.0046	0.0000	0.0000	-0.0142
	N(計算)	435	1	20	18	22	14	10	8	8	8	5	1	1	1	551
N(全体)	438	1	20	18	24	15	11	8	8	8	6	1	1	1	559	

収益及び費用の 計上基準の変更	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	0.0027 0.0010 17 18	0.0039 0.0031 21 22	0.0027 0.0016 22 22	0.0029 0.0016 22 24	0.0162 0.0007 23 24	-0.0025 0.0008 25 25	0.0018 0.0013 46 49	-0.0023 -0.0012 28 29	-0.0039 0.0000 31 31	-0.0026 -0.0026 12 13	-0.0346 -0.0346 2 3	-0.0048 -0.0032 6 7	0.0013 0.0007 259 269
計上区分の変更	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	-0.0004 0.0000 32 38	-0.0005 0.0000 31 38	0.0000 0.0000 25 29	-0.0007 0.0000 34 43	0.0001 0.0000 29 36	-0.0001 0.0000 30 37	0.0001 0.0000 31 46	0.0003 0.0000 26 36	0.0000 0.0000 17 26	0.0003 0.0000 19 25	-0.0001 0.0000 16 19	0.0010 0.0000 6 6	-0.0001 0.0000 296 379
新会計基準の早期 適用	平均値 中央値 N(計算) N(全体)		-0.0172 -0.0111 100 100	-0.0215 -0.0072 252 254		-0.0110 -0.0048 32 32	-0.0108 -0.0053 75 75	0.0025 0.0027 19 19	0.0237 0.0000 7 17					-0.0167 -0.0069 485 500
その他の変更	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	0.0070 0.0070 2 4	0.0018 0.0018 2 3	0.0010 0.0013 4 4	-0.0081 -0.0033 7 7	0.0023 0.0007 4 4	0.0000 0.0000 3 7	-0.0006 0.0000 17 20	0.0035 0.0046 3 4	-0.0082 -0.0082 1 1	0.0113 0.0113 1 2	-0.0026 -0.0026 1 1		0.0000 0.0000 42 60
全体	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	-0.0179 -0.0080 702 718	-0.0024 -0.0008 236 250	-0.0034 -0.0002 217 225	-0.0032 0.0000 196 210	-0.0084 -0.0039 292 309	-0.0137 -0.0037 467 483	-0.0021 0.0000 206 234	-0.0066 -0.0031 203 225	-0.0051 -0.0021 197 211	0.0000 0.0000 123 136	0.0021 0.0000 59 75	-0.0005 0.0000 32 37	0.0077 0.0058 48 51

値はすべて前期末総資産で除されている。「N(計算)」は、平均値、中央値の計算で利用した数(税金等調整前当期純利益に与える影響が開示され、前期末総資産額が利用できた数)、「N(全体)」は、変更のあった企業全体の数である。変更の種類は、週刊「経営財務」編集部編「会計処理の変更」実例集(税務研究会)によっている。N(計算)、N(全体)ともに、企業数ではなく変更数である。つまり1社で2種類の変更があった場合には、2つカウントされている。

パネル D 退職給付会計における未認識差異・会計基準変更時差異の償却方法の変更

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	全体
数値計算上の差異・ 過去勤務債務・会 計基準変更時差異 の償却方法	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	-0.0333 -0.0413 14 14	-0.0257 -0.0073 11 11	-0.0406 -0.0283 14 15	-0.0191 -0.0091 9 9	-0.0116 -0.0052 7 7	-0.0112 -0.0057 7 7	0.0079 0.0068 4 4	0.0083 0.0074 4 4	-0.0015 -0.0015 2 3	-0.0015 -0.0015 2 3	-0.0015 -0.0015 2 3	-0.0015 -0.0015 2 3	-0.0015 -0.0015 2 3	-0.0221 -0.0075 72 74

パネル E 収益及び費用の計上基準の変更

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	全体
工事進行基準の 適用基準の変更	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	0.0009 0.0003 7 8	0.0037 0.0016 10 10	0.0020 0.0016 15 15	0.0036 0.0026 8 8	0.0019 0.0021 8 8	0.0042 0.0012 13 13	0.0034 0.0012 12 13	0.0013 0.0009 7 7	0.0013 0.0013 6 6	0.0013 0.0010 2 2	0.0013 0.0010 2 2	0.0013 0.0010 2 2	0.0013 0.0010 2 2	0.0028 0.0014 80 82
完成工事高の計上 基準の変更	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	0.0045 0.0039 6 6	0.0026 0.0017 7 7	0.0031 0.0017 7 7	0.0024 0.0006 5 5	0.0011 0.0004 4 5	0.0002 0.0002 2 2	0.0022 0.0022 3 4	-0.0007 -0.0009 8 8	0.0022 0.0013 6 6	-0.0010 -0.0010 2 2	-0.0010 -0.0010 2 2	-0.0010 -0.0010 2 2	-0.0010 -0.0010 2 2	0.0019 0.0007 49 52

パネル F 計上区分の変更

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	全体
営業利益に与える 影響	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	0.0016 0.0013 36 38	0.0001 0.0000 33 38	0.0005 0.0007 28 29	0.0030 0.0021 33 43	0.0015 0.0001 35 36	0.0023 0.0008 34 37	0.0028 0.0000 37 46	0.0021 0.0000 32 36	0.0033 0.0038 22 26	0.0013 0.0002 24 25	0.0017 0.0000 18 19	0.0012 0.0000 6 6	0.0012 0.0000 6 6	0.0018 0.0007 338 379

パネル G 主な新会計基準の早期適用

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	全体
固定資産の減損に 係る会計基準	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	-0.0172 -0.0111 100 100	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0111 -0.0080 100 100	-0.0172 -0.0111 100 100	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0231 -0.0080 236 238	-0.0213 -0.0095 336 338
棚卸資産の評価に 関する会計基準	平均値 中央値 N(計算) N(全体)	-0.0107 -0.0044 31 31	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0057 61 61	-0.0106 -0.0052 92 92

値はすべて前期末総資産で除されている。[N(計算)]は、平均値、中央値の計算で利用した数(税金等調整前当期純利益、営業利益(計上区分の変更のみ)に与える影響が開示され、前期末総資産額が利用できた数)、[N(全体)]は、変更のあった企業全体の数である。変更の分類は週刊「経営財務」編集部編「会計処理の変更」実例集(税務研究会)によっている。

会)」（以降、金融商品会計基準とする）は適用前の段階で、基準対応のための評価基準の変更をもたらした。¹²⁾また、「固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）」（以降、減損会計基準とする）、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号、企業会計基準委員会）」（以降、棚卸資産会計基準とする）は早期適用による多くの会計方針の変更をもたらした。ただし、相次ぐ会計基準の設定は、会計処理方法の選択の幅を狭める傾向にあり、適用後の変更を減少させた。例えば、「工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号、企業会計基準委員会）」（以降、工事契約会計基準とする）で工事進行基準が原則となり、それらに関する変更がなくなったことが典型例である。以下各会計方針の変更に関して詳細を検討する。¹³⁾文中の利益に与える影響を示すパーセント表示は、利益への影響額を前期末総資産で除した値である。

有価証券の評価基準及び評価方法の変更

表2では、2000年、2001年に変更が多く、2002年以降は変更事例が減少している。これは2000年4月1日以後開始する事業年度から、金融商品会計基準が適用され、有価証券の評価基準及び評価方法が定められて、変更の余地が少なくなったからである。ただしその他有価証券の財務諸表における時価評価は1年遅れの適用であり、早期適用もできた。

表2パネルBの2000年の42件のうち31件は評価基準の変更であり、原価法から低価法に変更する事例が多い。2001年3月期より金融商品会計基準が適用されていることから、この変更は有価証券の時価を貸借対照表価額に反映させる事前対応であろう。¹⁴⁾

2001年の変更は評価方法を総平均法から移動平均法に変更するものが多い。この変更による利益の影響はほとんどないが、期中に売買した場合の損益をより早く確定させる目的があると注記に記載されている。またその他有価証券の評価基準（期末の株価もしくは1ヶ月間の平均）の変更動向については、株式市場の動向に左右されるとみられる。

近年は有価証券の評価基準及び評価方法の変更はほとんど報告されていない。本研究のサンプル選択の対象ではないが、2009年には、金融機関において金融危機に対応した保有目的区分の変更が観察されている。これは、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（実務対応報告第26号、企業会計基準委員会）」に依拠した変更である。¹⁵⁾

棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更

評価方法の変更は表3パネルAにおいて示されているように毎年一定数発生している。利益に与える影響は、純額では方向性は示されていない。これは変更によるプラスとマイナスの影響が相殺されているためで、それぞれの影響額は小さくない。評価方法の変更としては、後入先出法から他の方法への変更が多く、特に平均法に変更する企業が多かった。後入

先出法からの変更には、貸借対照評価額と時価との乖離を理由にしている例がみられた。

なお2008年4月1日以後開始する事業年度から適用の棚卸資産会計基準では、評価基準が低価法に統一され、評価基準の変更（原価法から低価法へ及びその逆）は、以降基本的に発生していない。後入先出法も2010年4月1日以後開始する事業年度から採用できなくなった。

2012年の変更は、新しいシステムの稼働に伴い評価方法を変更したというものであるが、遡及が困難であるために当期に影響が報告されている。

固定資産の減価償却方法の変更

表2パネルA、パネルBでも、減価償却方法の変更が与える影響はそれほど大きくない。これは定率法から定額法への変更とその逆の変更の効果が打ち消しあっているためである。表3パネルBをみると、定率法から定額法への変更ないしその逆の変更とも、平均値で税金等調整前当期純利益に0.5%台の小さくない影響を与えている。また、定率法から定額法へと利益増加的に変更する企業がその逆の企業よりも多い。減価償却方法の変更は利益に与える影響が大きく、わが国の先行研究でも多く取り扱われてきた（例えば、吉田 1992、岡部 1994）。

表2パネルBにおいて、過年度遡及会計基準適用前では、2000年における45社の変更が最も多い。2003年以前、そして2008年以降は定率法から定額法へと変更する企業が多くなっている。特に過年度遡及会計基準適用後の2012年、2013年では、すべてが定率法から定額法への変更であるため、税金等調整前当期純利益に対して平均0.8%前後、税金等調整前当期純利益を押し上げる効果があった。この変更について、資料版商事法務（2012）では、定額法を適用している海外子会社の重要性の増大、国外の子会社と親会社で会計処理を統一して国際財務報告基準導入の準備をしている企業の存在を指摘しており、この傾向が当分続くとの観測を述べている。

繰延資産の処理方法の変更

2008年までは件数が多くないものの毎年発生していたが、近年はほとんどみられない。利益にプラスの影響を与える場合は、費用処理から繰延処理に変更しているケースである。3月決算の企業であれば2007年3月期から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第19号、企業会計基準委員会）」が適用されているが、それに伴う大きな変化は観察されていない。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準の変更

子会社の収益費用の換算を決算日のレートから期中平均相場に変更する事例がみられる。

円相場の状況が変更を左右しているとみられる。

引当金の計上方法の変更（退職給付関連を除く）

表3 パネルCでは、役員退職慰労引当金の変更が多く、2007年まで毎年数十件発生し、全体で400件を超えている。税金等調整前当期純利益に対して平均-0.66%の影響がある。

役員退職慰労引当金については、費用計上と引当金処理の選択適用が認められていた。資料版商事法務（2001）によれば、役員退職慰労引当金は制度上の規程はないものの上場会社の5割を超える企業が設定しており、会計慣行として定着しつつあった。そのため変更理由に「会計慣行として定着しつつある（した）」等の理由から新設する企業が相次いでいた。なお役員退職慰労引当金の新設時の、過年度の負担相当分に関する処理方法が企業によって異なる。新設の際の過去度相当分については多くの企業が一括計上しているが、2~5年程度で分割計上している企業も少数存在する。ただし、2007年4月に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第42号、日本公認会計士協会）が公表された。この委員会報告により、2007年4月1日以後開始する事業年度から引当金の計上が実質的に強制されるようになった¹⁶⁾。

そのほかでは製品保証引当金に関する変更の影響が大きく、税金等調整前当期純利益には平均-0.57%の影響を与えている。これは発生時に売上原価としていたものを引当金計上する、あるいは過去の実績値による見積りから、翌期以降の製品保証の状況の見積りに変更する場合が例としてあげられる。ポイント引当金の計上も、利益にマイナスの影響を与えており、売上高の計上にも影響を与える例がある。

受注工事損失引当金の変更も2000年代中盤に計上されている（表にはない）。これは損失の発生の可能性が高く、損失金額が合理的に把握できる場合に計上される。この時期に結果的に赤字となる受注が多くなっていったことを意味する。

ヘッジ会計の方法の変更

ヘッジ会計の適用開始及び為替予約の振当処理から原則的な方法への変更等がある。

キャッシュ・フロー計算書に関する変更

資金の範囲の変更と、営業活動、投資活動及び財務活動間での区分を変更するものが主であり、キャッシュ・フローに関する変更のため利益への影響はない。

退職給付関係の変更

2001年4月1日から始まる会計年度から退職給付会計基準が適用されている¹⁷⁾。退職給付会計に関する変更は、導入前の2000年と導入後の2001年以降の2つに分けて考える。

基準適用前の2000年3月には、退職給与引当金の計上方法の変更が438件みられる。岡部(2002)によれば、退職給付会計基準の適用のための会計的な対応として、退職給与引当金を事前に引き上げておくことが指摘されている。この変更はその一環であり、翌年の会計基準変更時差異を小さくする目的があると考えられる。変更を大きく区分すると、①退職給与引当金の計上方法を、自己都合退職による期末要支給額の40%を計上する方法から、自己都合退職による期末要支給額全額(または適切な割引率)を計上する方法に変更、②退職給与引当金の計上方法を、自己都合退職による期末要支給額の40%(または全額)を計上する方法から、将来支給額予測方式の現価方式に変更、③企業年金制度について、拠出時に費用処理する方法から、将来支給額予測方式の現価方式に変更、④退職年金制度に係る過去勤務費用について、拠出時に費用処理する方法から、確定時に費用処理する方法等への変更がある(小谷・河内山 2001, 24-25)。

この変更について、税金等調整前当期純利益への影響は、1件当たり平均値で-2.71%、中央値で-1.64%という大きな影響がみられた。これは他の変更と比べても高く、退職給付会計基準の導入の準備として、会計方針の変更が大きく利用されたことを示している。

次に、変更した企業と変更していない企業と比較した榎本(2014)では、負債比率が小さいほど、利益の減額が大きいほど、金融機関の持株比率が高いほど、退職給与引当金の会計処理方法の変更を行うという結果を得ている。乙政(2008)によれば、会計方針を変更した企業はそうでない企業より会計基準変更時差異の償却年数が短くなっており、変更が会計基準変更時差異の影響を減らすためであるという解釈と整合している。

基準導入時の会計基準変更時差異の償却方法には政策的配慮の側面があった。しかし基準導入の翌年の2002年3月期から、会計基準変更時差異について償却期間の短縮(一括償却への変更等)が報告されている。2004年に最も多い変更が報告され、利益にマイナスの影響を与えている。償却年数の変更は、泉本(2006, 181)で「企業が適用初年度の期首に決定した、5年、10年という年数には意味がありませんから、これを変更したと考えても、通常は合理的な理由にはならないでしょう」と述べられている。

他には数理計算上の差異、過去勤務債務の処理を、定額法から一括償却へ変更するもの等がみられる。表3パネルDに詳細が報告されている。変更を開示している企業は多くないが、税金等調整前当期純利益には年によって利益に大きな影響を与えている。企業側の注記には、財務体質の早期健全化等、保守的経理に関する文言がみられる。しかし、2002年の日本公認会計士協会のリサーチセンター審理情報[No. 18]「退職給付会計における未認識項

目の処理年数の変更について」によれば、リストラ等を原因とする大量退職等による平均残存勤務期間の変更が正当な変更の例としてあげられており、費用処理年数の変更に当たっては正当な理由があるか慎重な検討が求められている。類似のものとして、2006年の日本公認会計士協会の審査・倫理・相談課ニュース [No. 1] 「退職給付会計における未認識数理計算上の差異の費用処理年数の変更について」があり、同様の指摘がなされている。

収益及び費用の計上基準の変更

この変更は大きく分けて、工事進行基準の適用基準の変更と完成工事高の計上基準の変更に分けることができる（表3 パネル E）。工事進行基準の適用基準の変更とは、例えば、工期12ヶ月超で、かつ請負金額を20億円以上の工事について、工事進行基準を適用していたものを、工期12ヶ月超で、かつ請負金額5億円以上に変更するといったものである。この例のように、適用する請負金額を低め、工事進行基準の使用範囲を拡大する方向で変更すると、収益認識を早める効果があるので売上高、利益が増加する。ただし、利益が減少する場合もあり、工事損失が出ている可能性がある。

完成工事高の計上基準の変更は、工事完成基準を工事進行基準に変更するものである。収益計上が前倒しされるので、一般的に売上高と利益が増加する変更である。長期請負工事に関しては、工事完成基準と工事進行基準を選択適用できるようになっていたが、2009年4月1日以後開始する会計年度から工事契約会計基準が適用されることになり、工事進行基準が原則的な方法となった。

2010年、2011年の変更は一定数出ているが系統的なものではない。例えば会員収入の計上基準、施設利用収入の計上基準がある。

計上区分の変更

計上区分の変更は、収益や費用の計上箇所を変更することである。その特徴は損益計算書の組み替えであり、基本的に最終利益は変化しないことである。例としては、受取ロイヤリティー収入を営業外収益に計上していたものを、売上高に含めて計上する場合がある。また、特別損失に計上されていた除却損を営業外費用に計上する例もある。両者とも、最終利益は変化しないが、前者は売上高及び営業利益が増加し、後者は経常利益が減少する。

岡部（1993, 195）では「損益計算書の項目分類に裁量の余地がある場合には、ボーダーライン上の項目を操作して、報告利益を動かす」行動を分類的操作（classification shifting）と呼んでいる。McVay（2006）、木村（2010）等では分類的操作の一端が示されている。そこで表2 パネル A、パネル B をみると、計上区分の変更が、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はほとんどない。しかし表3 パネル F をみると、営業利益に与える影

響は2000年から2011年までのデータを集計すれば平均値・中央値が正である。しかも、ゼロと有意な差がある（表にはない）。つまりはボトムラインを変更せずに、損益計算書の上部の利益を増加させている企業が多いことがわかる。

主な新会計基準の早期適用

新会計基準の早期適用では減損会計基準が大きな影響を与えている。減損会計基準は2006年3月期から強制適用されたが、2004年と2005年の3月期に早期適用が可能であった。表3パネルGをみると、税金等調整前当期純利益が平均で-2.1%減少した。他には棚卸資産会計基準の早期適用を開示している例が多く、平均で-1%の影響を与えている。

遡及修正に関する結果

表4は遡及修正に関する結果である。監査報告書で強調事項とされた会計方針の変更のう

表4 遡及修正が前期税金等調整前当期純利益に与える影響

変更の種類		2012年の変更 (2011年への影響)	2013年の変更 (2012年への影響)	全体
外貨建の資産及び 負債の本邦通貨への 換算基準の変更	平均値		-0.0007	-0.0007
	中央値		-0.0007	-0.0007
	N(計算)	0	1	1
	N(全体)	1	1	2
キャッシュ・フロー 計算書に関する変更	N(計算)	0		0
	N(全体)	1		1
収益及び費用の 計上基準の変更	平均値	-0.0011	0.0000	-0.0004
	中央値	-0.0011	0.0000	0.0000
	N(計算)	1	2	3
	N(全体)	1	3	4
計上区分の変更	平均値	0.0000	0.0000	0.0000
	中央値	0.0000	0.0000	0.0000
	N(計算)	2	2	4
	N(全体)	3	2	5
リース取引の 処理方法	平均値	-0.0177		-0.0177
	中央値	-0.0177		-0.0177
	N(計算)	1		1
	N(全体)	1		1
全体	平均値	-0.0047	-0.0001	-0.0022
	中央値	-0.0006	0.0000	0.0000
	N(計算)	4	5	9
	N(全体)	7	6	13

値はすべて前期末総資産で除されている。「N(計算)」は、平均値、中央値の計算で利用した数(税金等調整前当期純利益に与える影響が開示され、前期末総資産額が利用できた数)、「N(全体)」は、変更のあった企業全体の数である。つまり1社で2種類の変更があった場合には、2つカウントされている。変更の種類は、週刊「経営財務」編集部編『「会計処理の変更」実例集』(税務研究会)によっている。

ち、遡及修正を行わない減価償却方法の変更が多いため、遡及修正される例は少ない。さらに前期の利益に与える影響はほとんどない。これらの変更は会計基準が導入される前は、当期の影響が開示されていたことになるが、同会計基準の適用により当期の影響が開示されていない。ただし、財務諸表に与える影響が軽微なために遡及していないとする企業が一定数存在する（それらは、当期に軽微な影響が出たものとして処理しているため、表2に集計されている）。減価償却方法に関する変更以外では、会計方針の変更は原則として遡及修正される。そのため減価償却方法の変更以外で表2に現れているのは、遡及が困難なケースと影響が軽微なために遡及を行っていない場合であり、利益に与えている影響が小さくなる。

4.2 会計方針の変更の企業別集計

4.2節では、会計方針の変更を企業別に集計し、企業の特徴との関連を分析する。この節では、1企業当たりの変更額を集計して分析を実施している。同一決算期間に2種類以上変更した企業は、各変更額を合計した。すべての変更において経常利益や税金等調整前当期純利益への影響額が開示されていない企業は、合計額が算出できないので一部の分析で除かれる。

4.2.1 会計方針の変更の有無と企業の特徴

表5は、表6以降で用いる会計方針を変更した企業を属する産業別に示したものである。全体の構成割合と大きく異なる産業はみられない。表6は、本研究のサンプル選択基準で会計方針の変更が示された企業とそれ以外の企業を区分し、さらに会計方針を変更した企業から税金等調整前当期純利益が増加した企業と減少した企業を抽出したものである¹⁸⁾。各グループで企業の状況を表す様々な指標の値を計算し、会計方針の変更を行った企業の特徴を示したい。指標の定義はAppendixに記している。なお表6の脚注にあるとおり、会計方針を変更した企業のうち、変更前経常利益、変更前税金等調整前利益、 Δ 変更前経常利益、 Δ 変更前税金等調整前利益の企業・年が減少するのは、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響額を算出できない企業が存在するためである。

会計方針を変更した企業は、そのほかの企業と比べて以下の特徴がある。変更前も変更後においても経常利益の中央値が小さい。変更後の税金等調整前当期純利益が小さく、営業活動によるキャッシュ・フローが大きい。なお会計方針を変更した企業の変更前の経常利益（税金等調整前当期純利益）は、そのほかの企業の経常利益（税金等調整前当期純利益）と比較しており、変更前の経常利益、税金等調整前当期純利益の変化についても同様である。また変更前の経常利益の変化、税金等調整前当期純利益の変化は、そのほかの企業より高い。これは相対的に利益が増加した企業が会計方針を変更していることを意味する。この傾向が

表5 産業別の変更企業数

産業	変更企業	構成比	全体	構成比
食品	79	2.92%	1,130	4.04%
繊維	67	2.48%	635	2.27%
パルプ・紙	25	0.92%	262	0.94%
化学工業	209	7.73%	2,041	7.30%
医薬品	52	1.92%	503	1.80%
石油	21	0.78%	88	0.31%
ゴム	33	1.22%	249	0.89%
窯業	52	1.92%	624	2.23%
鉄鋼業	92	3.40%	700	2.50%
非鉄金属及び金属製品	155	5.73%	1,270	4.54%
機械	214	7.92%	2,285	8.17%
電気機器	241	8.92%	2,798	10.01%
造船	10	0.37%	83	0.30%
自動車・自動車部品	133	4.92%	1,020	3.65%
その他輸送機器	16	0.59%	171	0.61%
精密機器	48	1.78%	528	1.89%
その他製造業	71	2.63%	936	3.35%
水産	8	0.30%	85	0.30%
鉱業	10	0.37%	92	0.33%
建設	256	9.47%	1,973	7.06%
商社	248	9.17%	3,082	11.02%
小売業	113	4.18%	934	3.34%
その他金融業	76	2.81%	555	1.99%
不動産	72	2.66%	583	2.09%
鉄道・バス	54	2.00%	396	1.42%
陸運	31	1.15%	404	1.45%
海運	31	1.15%	215	0.77%
空運	6	0.22%	52	0.19%
倉庫・運輸関連	33	1.22%	479	1.71%
通信	14	0.52%	190	0.68%
電力	22	0.81%	149	0.53%
ガス	11	0.41%	112	0.40%
サービス	200	7.40%	3,334	11.93%
全体	2,703	100%	27,958	100%

産業分類は日経中分類を使用している。

示されるのは、経営成績の良い企業が利益減少的な変更をした影響が出ているものと考えられる。次に、変更した企業の方が、総資産が大きく、売上高が小さく、負債比率が高く、留保利益比率が小さい。金融機関持株比率は、会計方針を変更している方が平均値、中央値ともに大きく、経営者持株比率は中央値が大きい。また大手監査事務所が監査人に入っている割合が低く、経営者が交代している割合が高い。

次に影響額の開示数が最も多い税金等調整前当期純利益を基準にして、会計方針の変更によって利益を増加させた企業と減少させた企業を抽出する。すると、会計方針を変更する前だけでなく後ですら、経常利益と税金等調整前利益の値は、利益を増加させた企業の方が小

表 6 会計方針を変更した企業の基本統計量

	会計方針を変更した企業(全体)				うち税金等調整前当期純利益が増加した企業				うち税金等調整前当期純利益が減少した企業			
	平均値	中央値	標準偏差	標準偏差	平均値	中央値	標準偏差	標準偏差	平均値	中央値	標準偏差	標準偏差
売上高	1.0914 **	0.9573 **	0.6523 **	0.9240 ***	1.0032 ***	0.9240 ***	0.5142 **	0.6696 **	1.1070 **	0.9630 **	0.6696 **	0.6539 **
経常利益	0.0418	0.0346 ***	0.0526	0.0249 ***	0.0313 ***	0.0249 ***	0.0422	0.0535	0.0468	0.0392	0.0535	0.0664
税金等調整前当期純利益	0.0231 ***	0.0252 ***	0.0948	0.0202	0.0202	0.0204 ***	0.0572	0.1062	0.0331	0.0278	0.1062	0.0826
当期純利益	0.0079 ***	0.0136 ***	0.0714	0.0072	0.0072	0.0098 ***	0.0491	0.0757	0.0094	0.0148	0.0757	0.0701
Δ 経常利益	0.0069 ***	0.0051 ***	0.0366	0.0053 **	0.0053 **	0.0036 ***	0.0391	0.0352	0.0083	0.0058	0.0352	0.0551
Δ 税金等調整前当期純利益	0.0012	0.0023 ***	0.0991	0.0094 *	0.0094 *	0.0033 ***	0.0999	0.1025	-0.0012	0.0016	0.1025	0.0953
変更前経常利益	0.0410	0.0336 ***	0.0530	0.0271 ***	0.0271 ***	0.0219 ***	0.0416	0.0407	0.0476	0.0407	0.0539	0.0551
変更前税金等調整前当期純利益	0.0335	0.0307 *	0.0934	0.0151 ***	0.0151 ***	0.0169 ***	0.0568	0.1014	0.0416	0.0383	0.1014	0.1025
Δ 変更前経常利益	0.0054	0.0041 ***	0.0365	0.0011 ***	0.0011 ***	0.0003 ***	0.0393	0.0351	0.0077	0.0058	0.0351	0.0551
Δ 変更前税金等調整前当期純利益	0.0107 **	0.0071 ***	0.0972	0.0042 **	0.0042 **	-0.0004 ***	0.0995	0.0990	0.0151	0.0104	0.0990	0.1025
営業活動からのキャッシュ・フロー	1.0324 ***	1.0136 ***	0.2029	1.0180 **	1.0180 **	1.0030 ***	0.2069	0.1991	1.0385	1.0191	0.1991	0.2033
総資産の自然対数(前期末)	11.3145 ***	11.1036 ***	1.5743	11.5131 ***	11.3502 ***	1.5779	1.5779	1.5444	11.2499	11.0730	1.5444	1.5025
負債比率(前期末)	0.1769 ***	0.1600 ***	0.2065	0.6339 ***	0.6339 ***	0.6541 ***	0.2063	0.2039	0.6041	0.6191	0.2039	0.2156
留保利益比率(前期末)	1.2387 **	0.8830 ***	3.7520	1.1544 ***	1.1544 ***	0.1420 **	0.2759	0.1968	1.1825	0.1591	0.1968	0.3352
純営業資産対売上高比率(前期末)	0.2522 ***	0.2359 ***	0.1443	0.2458 *	0.2458 *	0.1456	0.1456	0.2589	1.1663	0.8830	0.2589	0.3916
金融機関持株比率	0.0524	0.0056 ***	0.2433	0.0659	0.0037 ***	0.5118	0.5118	0.0884	0.0471	0.0063	0.0884	0.1364
経営者(役員)持株比率	0.7647 **	1.0000 ***	0.4243	0.7579	1.0000	0.4288	0.4288	1.0000	0.7816	1.0000	0.4133	1.7895
大手監査事務所割合	0.1613 ***	0.0000 **	0.3679	0.1941 *	0.0000 *	0.3959	0.3959	0.0000	0.1609	0.0000	0.3675	0.4130
経営者の交代割合												
N	2,703				541				1,703			
									25,255			

***, ** はそれぞれ、1%水準、5%水準、10%水準で差が有意(平均値の場合)に検定、中央値の場合ウイコクソン順位和検定; 両側)の意である。「会計方針を変更した企業(全体)」の平均値、中央値は「そのほかの企業」と比較し、「税金等調整前当期純利益が増加した企業」の平均値と中央値は「税金等調整前当期純利益が減少した企業」と比較している。変数の定義は Appendix 参照のこと。「会計方針を変更した企業(全体)」では、開示の有無の関係で、変更前経常利益、Δ 変更前経常利益の企業・年は1,987、変更前税金等調整前当期純利益、Δ 変更前税金等調整前当期純利益の企業・年は2,550である。同様に、「税金等調整前当期純利益が増加した企業(税金等調整前当期純利益が減少した企業)」の変更前経常利益、Δ 変更前経常利益の企業・年はそれぞれ507(1,160)である。

さい。変更前の経常利益の変化、税金等調整前当期純利益の変化は利益を増加させている企業の方が小さく、経営状態の良い（悪い）企業が利益を減少（増加）させる会計方針の変更をしている可能性がある。先行研究で示されている利益平準化の傾向が観察される。

また負債比率は利益を増加させた企業の方が大きい、留保利益比率はその反対である。つまり利益を減少させている企業の方が財政状態もよい。純営業資産対売上高比率は、利益を増加させている方が中央値のみではあるが大きい。この指標が大きいほど会計上のフレキシビリティが小さいことを意味するので、会計上のフレキシビリティが小さい企業が会計的裁量行動を用いてさらに利益を増加させているとも解釈できる。この結果は、会計上のフレキシビリティが小さい企業ほど、利益増加的な会計的裁量行動をできないことを示唆した Barton and Simko (2002) とは整合しない。金融機関持株比率は、利益増加的に会計方針を変更している方が平均値、中央値とも小さく、経営者持株比率の中央値は有意に小さい。経営者交代の比率は増加させた企業の方が高い。

4.2.2 企業の基本的特徴と会計方針の変更の発生数との関係

表6の平均値及び中央値の差の検定でも、財務比率等と会計方針の変更との関係は観察できる。本節では、表6とは逆に、財務比率等の水準を軸にしてその水準別に利益増加的な（あるいは利益減少的な）会計方針の変更が発生する割合を検討する。使用する変数については、Appendix に記している。

表7パネルAは（前期末）総資産の大きさにサンプルを4つに区分し、会計方針の変更との関係を表している。毎年、総資産で4分割した企業・年を14年分合算して各ポートフォリオを作成した。数値が小さいほど総資産が小さい。なお、貸借対照表及び持株比率に関する指標は同様に作成している。表7は、各ポートフォリオの1段目が度数、2段目（斜字）が各ポートフォリオに占める割合（%）、3段目（斜字）が会計方針の変更の増減等に占める割合（%）である。各ポートフォリオにおける変更の発生を観察するため、2段目に着目する。

パネルAでは総資産の規模が大きいほど、利益増加的、利益減少的な会計方針の変更をする割合が増える。政治費用仮説では、規模が大きいほど利益減少的な会計行動をとることになるが、パネルAの結果は、規模が大きくなるほど、使用している会計方針に変更の余地があることを示しているのかもしれない。

パネルBは負債比率との関係である。先行研究では、財務制限条項への近接度合いを負債を用いた財務比率（負債比率やレバレッジ）で代理して研究されている（例えば、Hunt 1985）。一般的には負債比率（レバレッジ）が高くなるほど、利益増加的な変更をする傾向があることが示されている。また利益減少的な会計方針の変更を控えることになる。分析の

パネルG 変更前税金等調整前当期純利益（ゼロ付近）

	増加	減少	ゼロ	そのほか	全体
-2%未満	83 2.53 15.34	202 6.15 11.86	42 1.28 13.73	2,955 90.04 11.7	3,282 100 11.8
-2%～-1%	23 2.91 4.25	49 6.19 2.88	11 1.39 3.59	708 89.51 2.8	791 100 2.84
-1%～0%	53 5.30 9.8	68 6.80 3.99	7 0.70 2.29	872 87.2 3.45	1,000 100 3.6
0～1%	71 3.35 13.12	103 4.85 6.05	18 0.85 5.88	1,930 90.95 7.64	2,122 100 7.63
1%～2%	70 2.31 12.94	129 4.26 7.57	52 1.72 16.99	2,780 91.72 11.01	3,031 100 10.9
2%以上	241 1.37 44.55	1,152 6.55 67.65	176 1.00 57.52	16,010 91.07 63.39	17,579 100 63.22
全体	541 1.95 100	1,703 6.12 100	306 1.10 100	25,255 90.83 100	27,805 100 100

パネルH Δ変更前税金等調整前当期純利益（ゼロ付近）

	増加	減少	ゼロ	そのほか	全体
-0.05%未満	228 2.30 42.14	465 4.68 27.3	113 1.14 36.93	9,127 91.89 36.14	9,933 100 35.72
-0.05%～-0.025%	26 2.66 4.81	43 4.40 2.52	8 0.82 2.61	900 92.12 3.56	977 100 3.51
-0.025%～0	23 1.97 4.25	55 4.70 3.23	10 0.85 3.27	1,082 92.48 4.28	1,170 100 4.21
0～0.025%	26 2.08 4.81	74 5.92 4.35	18 1.44 5.88	1,131 90.55 4.48	1,249 100 4.49
0.025%～0.05%	24 1.92 4.44	57 4.57 3.35	16 1.28 5.23	1,150 92.22 4.55	1,247 100 4.48
0.05%以上	214 1.62 39.56	1,009 7.63 59.25	141 1.07 46.08	11,865 89.69 46.98	13,229 100 47.58
全体	541 1.95 100	1,703 6.12 100	306 1.10 100	25,255 90.83 100	27,805 100 100

パネルI 金融機関持株比率

	増加	減少	不明 or ゼロ	そのほか	全体
1	117 1.67 21.63	314 4.49 18.44	101 1.44 22	6,463 92.39 25.59	6,995 100 25.02
2	108 1.55 19.96	391 5.60 22.96	114 1.63 24.84	6,375 91.23 25.24	6,988 100 24.99
3	142 2.03 26.25	452 6.47 26.54	110 1.57 23.97	6,287 89.93 24.89	6,991 100 25.01
4	174 2.49 32.16	546 7.82 32.06	134 1.92 29.19	6,130 87.77 24.27	6,984 100 24.98
全体	541 1.94 100	1,703 6.09 100	459 1.64 100	25,255 90.33 100	27,958 100 100

パネルJ 経営者持株比率

	増加	減少	不明 or ゼロ	そのほか	全体
1	207 2.96 38.26	525 7.51 30.83	160 2.29 34.86	6,103 87.25 24.17	6,995 100 25.02
2	144 2.06 26.62	425 6.08 24.96	98 1.40 21.35	6,321 90.46 25.03	6,988 100 24.99
3	96 1.37 17.74	409 5.85 24.02	96 1.37 20.92	6,390 91.4 25.3	6,991 100 25.01
4	94 1.35 17.38	344 4.93 20.2	105 1.50 22.88	6,441 92.23 25.5	6,984 100 24.98
全体	541 1.94 100	1,703 6.09 100	459 1.64 100	25,255 90.33 100	27,958 100 100

パネルK 監査事務所

	増加	減少	不明 or ゼロ	そのほか	全体
中小監査事務所	131 2.13 24.21	372 6.05 21.84	133 2.16 28.98	5,509 89.65 21.81	6,145 100 21.98
大手監査事務所	410 1.88 75.79	1,331 6.10 78.16	326 1.49 71.02	19,746 90.52 78.19	21,813 100 78.02
全体	541 1.94 100	1,703 6.09 100	459 1.64 100	25,255 90.33 100	27,958 100 100

パネルL 経営者交代

	増加	減少	不明 or ゼロ	そのほか	全体
なし	436 1.83 80.59	1,429 5.98 83.91	402 1.68 87.58	21,622 90.51 85.61	23,889 100 85.45
あり	105 2.58 19.41	274 6.73 16.09	57 1.40 12.42	3,633 89.28 14.39	4,069 100 14.55
全体	541 1.94 100	1,703 6.09 100	459 1.64 100	25,255 90.33 100	27,958 100 100

パネル M 経営者交代（詳細）

	増加	減少	不明 or		全体
			ゼロ	そのほか	
経営者交代なし	436	1,429	402	21,622	23,889
	1.83	5.98	1.68	90.51	100
	80.59	83.91	87.58	85.61	85.45
経営者交代あり	105	274	57	3,633	4,069
	2.58	6.73	1.40	89.28	100
	19.41	16.09	12.42	14.39	14.55
（うち経常的交代）	44	127	22	1,486	1,679
	2.62	7.56	1.31	88.51	100
	8.13	7.46	4.79	5.88	6.01
（うち強制的交代）	61	147	35	2,147	2,390
	2.55	6.15	1.46	89.83	100
	11.28	8.63	7.63	8.50	8.55
（うち外部者就任）	36	54	16	892	998
	3.61	5.41	1.60	89.38	100
	6.65	3.17	3.49	3.53	3.57
（うち内部者昇進）	69	220	41	2,741	3,071
	2.25	7.16	1.34	89.25	100
	12.75	12.92	8.93	10.85	10.98
全体	541	1,703	459	25,255	27,958
	1.94	6.09	1.64	90.33	100
	100	100	100	100	100

表中の「増加」、「減少」は、それぞれ会計方針の変更で税金等調整前当期純利益が増加あるいは減少した企業である。「不明」は税金等調整前当期純利益に対する影響が開示されていない等で計算できない企業、「ゼロ」は影響がゼロの企業である。この3つの企業群は会計方針を変更している。「そのほか」はそれ以外の企業である。それぞれのポートフォリオで1段目が度数、2段目が各ポートフォリオに占める割合（%）、3段目が会計方針の変更の有無等に占める割合（%）である。変数の定義はAppendix 参照のこと。パネル M の中段では「経営者交代あり」の企業・年を「経常的交代」と「強制的交代」に区分している。下段も同様である。

結果、負債比率が高くなるほど利益増加的な変更も、利益減少的な変更も増えている。利益増加的な変更は先行研究と整合するが、利益減少的な変更は整合しない。ただし負債比率は企業規模とプラスの相関関係を有するため、パネル A の結果と相関している可能性がある。

パネル C では、利益を増加させる変更は留保利益比率が小さくなるほど大きく、財政状態を改善する意図がうかがえる。一方、利益を減少させる変更は、統一的な傾向がみられない。パネル D の純営業資産対売上高比率においては、企業規模と同様に、純営業資産の規模が大きくなるほど、利益増加的、利益減少的な会計方針の変更をする例が増加する。

パネル E から H は利益の水準、利益の変化と会計方針の変更との関係を観察したものである。第1節で示したように Ronen and Sadan (1981)、香村 (1987) 等多くで会計方針の変更と利益状況との関係の研究が進められている。利益との関連においては黒字と赤字で会計行動が異なると考え、パネル E では変更前の税金等調整前当期純利益をまず黒字と赤字に分け、それぞれをさらに上下2つに分けて、4つのポートフォリオを作成した¹⁹⁾。そのため、各ポートフォリオの企業・年の数が黒字と赤字で統一されていない。この分析では、税金等調整前当期純利益に与えた影響が不明の企業・年は除外される（パネル F, G, H も同様）²⁰⁾。

パネルEをみると、利益が最も大きいポートフォリオ4では利益増加的に変更をする割合が最も低く、利益減少的な変更をする割合が最も高い。利益増加的な会計変更を最も実施しているのは、ポートフォリオ2である。ポートフォリオ2は利益減少的な会計変更をする例も比較的多い。あわせて考えると、会計方針の変更を利益増加の一助に使っているか、さらに赤字を拡大するビッグ・バスに使うと解釈できる企業も多いことになる。表にはないが、赤字のポートフォリオ1, 2をあわせた利益増加的な変更額の平均値（中央値）は0.71%（0.40%）に達しており、黒字のポートフォリオ3, 4の平均値（中央値）の0.44%（0.26%）と比較して、1%水準（10%水準）で有意に大きい。つまり赤字の企業は、損失を回復しようとするために利益増加的な変更額が大きくなっていることを含意する。

次にパネルFは利益の変化でポートフォリオを構成したものである。利益増加的な変更は利益の変化がプラスの領域で相対的に少ない。反対に、利益減少的な変更は利益がプラスの領域で多く、最も利益が増加しているポートフォリオで利益減少的な変更の割合が最も大きい。これは利益平準化と矛盾しない。また、ポートフォリオ1, 2を一つにした場合の税金等調整前当期純利益に与える利益減少的な会計方針の変更の影響額の平均値、中央値とも、ポートフォリオ3, 4を一つにした場合の平均値及び中央値より有意に低く、ビッグ・バスとも解釈できる。

次にパネルE, Fの分析について、利益ゼロないし利益の変化額がゼロの近辺を詳しく観察する。パネルGは会計方針の変更前の税金等調整前当期純利益の水準で分析している。利益ゼロを区切りとして上下2つのポートフォリオを利益率1%（前期末総資産で除している）の区間で作成し、さらにその上下の区間を設定した。すると利益ゼロのすぐ下の区間（-1%~0%）は利益増加的な変更が他よりも多い。利益減少的な変更をする割合は赤字の側で大きい。黒字のゼロの近辺では利益減少的な変更の割合が小さく、ゼロから離れると大きい。表にはないが、ゼロのすぐ下の区間は利益増加的な会計方針の変更の影響額がその下の区間より大きく、利益減少的な変更はその上の区間より小さい（マイナス方向に大きい）。つまり、損失回避とビッグ・バスの傾向がみられる。

利益の変化でも同様に、ゼロの近辺で利益率の区間幅で0.025%にとったポートフォリオ²¹⁾を作成し分析した。すると赤字（黒字）の側で利益増加（減少）的な会計方針の変更が比較的多く観察された。利益平準化とは矛盾しないが、ビッグ・バスの観点からは利益の水準の方が当てはまる傾向にある。

なおこの分析で取り扱った2,703の企業・年のうち、会計方針の変更によって税金等調整前当期純利益が赤字から黒字に変化した企業・年は32、黒字から赤字に変化した企業・年が166、税金等調整前当期純利益が減益から増益に変化した企業・年が42、増益から減益に変化した企業・年が311で、悪化する方が圧倒的に多い。これは会計方針の変更では利益への

影響が開示されるため、変更で赤字（減益）から黒字（増益）にすることは困難なことを示しているのかもしれない。

パネルIは金融機関持株比率、パネルJは経営者（役員）持株比率でポートフォリオを構成している。岡部（1994）では、金融機関持株比率、経営者持株比率が大きいほど利益減少的な会計手続きを選択している証拠を提示している²²⁾。パネルI、Jでは、金融機関持株比率が大きい、あるいは経営者持株比率が小さいほど、利益増加的、利益減少的な変更をする傾向がある。岡部（1994）の証拠と整合するものもあればしないものもある。この結果は、金融機関持株比率は規模とプラスの、経営者持株比率は規模とマイナスの相関関係が反映されている可能性がある。従って、他の要因をコントロールして分析する必要がある。

パネルKは監査人に大手監査事務所が入っているかどうかで分けたものである。利益増加的な変更、利益減少的な変更の割合にほとんど差はない。裁量的会計発生高と監査事務所の規模に関してはBecker et al. (1998)、Francis et al. (1999)、矢澤（2010）、高田・村宮（2013）等で大手監査事務所のクライアント企業ほど会計的裁量行動を控える傾向にあることが示されているが、パネルKの結果からはそのような特徴はみることができない。

パネルL、Mは経営者交代と会計方針の変更の関係を示したものである。新任経営者は初年度に利益を引き下げ、それを前任経営者の責にし、翌年度以降の業績に対する期待水準を引き下げる可能性がある。例えばStrong and Meyer (1987)、Elliot and Shaw (1988)において、新任経営者が固定資産の減損損失を計上して利益を下げることが報告されている。パネルLの結果は、経営者が交代した企業の方が利益増加的、利益減少的な変更の両方で変更している割合が高いことがわかる。一方、パネルM（中段）で、経営者交代を経常的交代と強制的交代で分類すると、利益増加的な変更の割合は両者で変わらないが、経常的交代において利益減少的な変更の割合が高い。強制的交代が行われた年に利益減少的な会計的裁量行動を実施したとする山口（2013）とは整合していない。また、パネルM（下段）では外部から就任した経営者は内部から昇進した経営者よりも利益増加的な変更を選択する割合が高く、利益減少的な選択をする割合が低いことがわかる。首藤（2010）によれば、外部からの経営者は利益増加的な会計的裁量行動を選択している証拠を提供しており、この分析結果とは矛盾しない。

本節の分析全体としてみると、利益の状況、経営者交代といった、頻繁に発生するわけではない一時的とみられる事象において、監査報告書に記載されるレベルの利益増加的、利益減少的な会計方針の変更が特徴的に利用されているようである。従って、ここで検討した以外にも一時的に利益に変動を与えるイベントが発生すると、それに応じた会計方針の変更が観察される可能性がある。

これに対し、規模、負債比率、持株比率といった毎期大きく変化しないような状況に関し

では、利益増加的、利益減少的な変更の頻度に大きく差が出るような際立った特徴は観察されていない。しかし本研究で検討した比率等に関しては、先行研究において、利益マネジメントとの関連が指摘されているので他の要因をコントロールして分析する必要がある。

5 追加的検証

会計方針の変更に対する追加的検証として、2012年3月期以降の過年度遡及会計基準制定後の会計方針の変更、会計上の見積りの変更について分析する。週刊「経営財務」編集部では、2012年、2013年の会計方針の変更について、強調事項以外で指摘されたもの以外の会計方針の変更、さらに2012年においては会計上の見積りの変更についてもデータを収集している。そこで本研究では、会計上の見積りの変更について2013年のデータを追加して、2012年、2013年の会計方針の変更と会計上の見積りの変更及びその特徴について分析を行った²³⁾。

表8 パネルAは、監査報告書において強調事項として指摘されていない会計方針の変更である。ここでは、減価償却方法の変更、ついで棚卸資産に関する変更が多い。ただし減価償却方法の変更を除いて利益に与える影響はそれほどない。減価償却方法の変更にしても、影響額は監査報告書に強調事項として記載されたものより影響が小さい(表2、表3参照)。パネルBはパネルAと監査報告書に強調事項として記載された変更(表2 パネルB)を合算している。変更全体としても、減価償却方法の変更の数と影響が突出している。

パネルCは遡及修正された会計方針の変更に関するものである。強調事項でないものに関しては、年間十数件の遡及修正が行われていることがわかる。外貨の換算方法、収益・費用の計上基準の変更が多いが、利益に与えている影響は平均するとほとんどない。パネルDはパネルCと表4を合算したものになる。

パネルEは、会計上の見積りの変更についての結果である。比較のため、変更についての分類は会計方針の変更と同じように割り当てる。2年間で計200件を超える会計上の見積りの変更が開示されている。利益に与える影響が最も開示されているものが、減価償却に関するもので、耐用年数の変更が多くを占めている。パネルEで利益に与える影響が小さいのはプラスの影響とマイナスの影響が相殺されているからである。表にはないが、プラスの場合の平均値は0.57%で影響が大きい(マイナスの場合は-0.23%)。会計方針の変更では、利益を増加させる定率法から定額法への変更が多いが、耐用年数の見積りの変更では、利益に対するプラスの影響もマイナスの影響も件数ではそれほど偏りが無い。次に開示数が多いのが引当金の変更で、環境引当金、製品保証引当金の見積り方法を変更する例がある。退職給付関係では、退職給付債務の見積りに当たり簡便法から原則法に変更する例、数理計算上の差異や過去勤務差異の償却年数を変更する例がみられる。

開示している件数で最も多いのは資産除去債務に関する見積りの変更である。「資産除去

平均値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0002	-0.0002	-0.0011	-0.0017	-0.0015
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0002	-0.0002	-0.0007	-0.0005	-0.0007
N(計算)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	5	10	15
N(全体)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	7	11	18
退職給付関係の変更																
平均値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0004	-0.0004	0.0017	0.0017	0.0017
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0017	0.0017	0.0017
N(計算)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	10	12	1	1
N(全体)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	12	14	1	1
収益及び費用の計上基準の変更																
平均値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0177	-0.0177	-0.0177
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0177	-0.0177	-0.0177
N(計算)	3	0	3	3	0	3	5	2	7	3	1	4	4	1	1	1
N(全体)	3	1	4	3	1	4	6	3	9	3	1	4	4	1	1	1
計上区分の変更																
平均値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
N(計算)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N(全体)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
リース取引の変更																
平均値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
N(計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N(全体)	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1
新会計基準の早期適用																
平均値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
中央値	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
N(計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
N(全体)	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1
資産除去債務																
平均値	0.0015	0.0007	0.0019	0.0030	0.0053	0.0043	0.0003	-0.0003	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0003	-0.0003	0.0005	-0.0002	0.0001
中央値	0.0007	0.0007	0.0007	0.0021	0.0036	0.0033	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0003	-0.0002	-0.0003
N(計算)	35	39	74	64	87	151	14	17	31	18	22	40	46	65	111	111
N(全体)	36	41	77	66	92	158	15	19	34	22	25	47	113	123	236	236
資産除去債務																
平均値	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014
中央値	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014	0.0014
N(計算)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
N(全体)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
そのほかの変更																
平均値	0.0015	0.0007	0.0019	0.0030	0.0053	0.0043	0.0003	-0.0003	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0003	-0.0003	0.0005	-0.0002	0.0001
中央値	0.0007	0.0007	0.0007	0.0021	0.0036	0.0033	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	-0.0003	-0.0002	-0.0003
N(計算)	35	39	74	64	87	151	14	17	31	18	22	40	46	65	111	111
N(全体)	36	41	77	66	92	158	15	19	34	22	25	47	113	123	236	236

値はすべて前期末総資産で除されている。「N(計算)」は、平均値、中央値の計算で利用した数(税金等調整前当期純利益に与える影響が開示され、前期末総資産額が利用できた数)、「N(全体)」は、変更のあった企業全体の数である。変更の種類は、週刊「経営財務」編集部編「会計処理の変更」実例集(税務研究会)によっている。N(計算)、N(全体)ともに、企業数ではなく変更数である。つまり1社で2種類の変更があった場合には、2つカウントされている。

債務に関する会計基準（企業会計基準第18号，企業会計基準委員会）」の適用翌年の2012年から発生している。この変更は新たに見積り自体が可能になった場合と，精緻な見積りが可能となった場合に発生することが多い。どちらも本社や工場等の移転の決定による耐用年数の短縮を伴うことがある。いずれにせよ除去費用の見積りが変動すると，減価償却費等を通じて費用も変動するはずであるが，開示されている例は少ない。

要約すれば，会計方針の変更及び見積りの変更は，年間100件前後発生しており，固定資産の減価償却に関する変更が利益に最も影響を与えている。両方をあわせると相当の件数が発生しており，データの蓄積後には前節と同様な分析が可能となるであろう。

6 まとめと今後の課題

利益マネジメントの検出方法の変化により，最近では会計方針の変更のデータの蓄積がほとんどない。そこで本研究は2000年以降の会計方針の変更を収集してその推移を観察し，さらに利益マネジメント研究で一般的に用いられる仮説との関連について，分析を行っている。会計方針の変更は，重要であれば利害関係者にその存在が明らかにされる。この点が他の会計的裁量行動，実体的裁量行動とは異なる点である。こういったコストのかかる会計方針の変更がどのような状況で発生するかに着目し分析を行った。

分析の結果，2000年には退職給付会計基準の影響で非常に多くの会計方針の変更が発生しているが，それ以降は減少している。原因としては，2000年代の相次ぐ会計基準の制定により会計方針の選択の幅が狭まったことがある。直近の特徴としては，減価償却方法の変更，特に定率法から定額法に変更する企業が多くなっており，利益にプラスの影響を与えている。ただし減価償却方法の変更は例外的な事象で，2011年以降は監査報告書に追記情報（強調事項）として記載される会計方針の変更がかなり減少している。また全体としては利益増加的な変更よりも利益減少的な変更の方が多かった。利益減少的な変更は保守的経理の観点から経営者，監査人の両者にとって抵抗が小さい可能性がある（例えば Nelson et al. 2002）。

また企業の状況別に分析したところ，規模が大きいほど会計方針の変更が多かった。また利益の水準（及びその変化）と連動し，利益平準化やビッグ・バスと整合する結果が得られた。一方，金融機関持株比率が高いあるいは経営者持株比率が低いほど利益増加的，利益減少的両方の会計方針の変更を行っていたが，規模と相関している可能性が高いことが指摘される。経営者の交代は，交代を細分類すると利益増加的な変更，利益減少的な変更との関係がある。こういった本研究の結果は，2000年以降の新しいデータにおいても，会計方針の変更がこれまで検討されてきた利益マネジメントの仮説と首尾一貫する可能性を示唆しており，今後新しいデータでの検証が期待される。

今後の会計方針の変更を巡る研究の展開としては次が考えられる。例えば，会計基準の適

用による強制的な会計方針の変更との関連がある。2001年の退職給付会計基準の導入に関しては、適用前の退職給与引当金に対する会計方針の変更、適用時における会計基準変更時差異の償却期間の選択、適用後の会計基準変更時差異、過去勤務債務、数理計算上の差異の償却方法の変更のように、強制的変更から引き起こされた一連の利益マネジメントともみえる行動がある。こういった会計基準の導入の影響を会計方針の変更から広範囲に観察することは、会計基準の制定に係る経済的影響を考慮する上で重要であろう。

また、経営者は会計方針の変更（会計的裁量行動）単独ではなく、様々な利益マネジメントの手段を組み合わせると考えられる。年度の利益を基準とした場合、会計方針の変更が中間期から行われるとすれば、順序としては会計方針の変更が先にあり、その後実体的裁量行動が行われることになる。さらに決算日後には別の会計的裁量行動の余地もある。会計方針の変更は、財務諸表の注記や監査報告書における露見を前提とするものであり、経営活動と区別のつきにくい実体的裁量行動、注記に反映されない場合の会計的裁量行動との組み合わせは研究されていない。Badertscher (2011), Zang (2012) 等で、会計的裁量行動と実体的裁量行動の関連を示す研究が行われており、会計的裁量行動に会計方針の変更を考慮することで研究対象が新たに広がると考えられる。

Appendix 変数の定義

負債比率 = 負債 / 総資産（前期末）

留保利益比率 = 利益剰余金 / 総資産（前期末）

純営業資産対売上高比率 = 前期末純営業資産（純資産－現金－有価証券＋負債） / 前期売上高。

会計上のフレキシビリティを表す。Barton and Simko (2002) を参考に計算した。

金融機関持株比率 = 金融機関の持株比率。

経営者（役員）持株比率 = 経営者（役員）の持株比率。

変更前経常利益（税金等調整前当期純利益） = 経常利益（税金等調整前当期純利益）－会計方針の変更が経常利益に与えた影響額（税金等調整前当期純利益に与えた影響額）。

Δ 変更前経常利益（ Δ 変更前税金等調整前当期純利益） = 変更前経常利益（変更前税金等調整前当期純利益）－前期の経常利益（前期の税金等調整前当期純利益）。

大手監査事務所 = 朝日監査法人、有限責任あずさ監査法人、あらた監査法人、監査法人太田昭和センチュリー、新日本有限責任監査法人、中央青山監査法人、有限責任監査法人トーマツ、みずぎ監査法人が監査人に含まれている場合、大手監査事務所に監査を受けているとした。ただし監査人データは期末の監査報告書によるため、会計方針の変更が主として最初に開示される中間期の財務諸表は、別の監査事務所が監査している可能性がある。表6では大手監査事務所のクライアントである場合を1、それ以外をゼロとした。

経営者の交代 = 会計方針の変更は原則期首から実施され、最初の変更が半期決算あるいは第1四半期決算から開示されることを考慮する。従って2008年3月決算以前（四半期の報告が義務づけられる2009年3月決算以降）の場合、期中の9月（6月）までに経営者（社長、CEO）が交代

した場合を経営者の交代とする。表6では交代した場合を1、それ以外をゼロとした。経常的交代、強制的交代 = 経営者が交代したとき、前任経営者が代表権を保持していれば、経常的交代、それ以外を強制的交代とする（乙政 2004, 山口 2013参照）。外部者の就任、内部者の昇進 = 新任経営者が、入社1年以内に就任していれば外部者が就任したとみなす。それ以外を内部者が昇進したとみなす（中内 2007, 山口 2013参照）。営業活動からのキャッシュ・フロー、損益計算書に関連する項目（売上高、利益、利益の変化等）は、特に指示がなければ前期末総資産で除されている。

注

本論文は2014年度科学研究費補助金（基盤研究（C）：課題番号26380610）による成果の一部である。また本論文は筆者が2012年に大阪大学に提出した博士学位論文の一部の章にデータを追加し、加筆修正したものである。

- 1) わが国の会計方針の変更に対するサーベイとして音川（1999）がある。
- 2) ⑤は2011年の改訂で追加された。監査・保証実務委員会実務指針第78号は、過年度遡及会計基準と同基準の適用指針との整合性を図るために「正当な理由による会計方針の変更（監査委員会報告第78号，日本公認会計士協会）」を改訂したものである。監査委員会報告第78号は、「正当な理由に基づく会計方針の変更（監査委員会報告第65号，日本公認会計士協会）」を2002年監査基準の改訂に伴い、2003年に置き換えたものである。
- 3) 会計方針の変更は、原則期首からの適用となる。中間財務諸表の作成に当たっては、年度の財務諸表の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続きに準拠しなければならない。
- 4) 限定付監査意見となり、前年度と同一の会計方針を適用していないと認められるときは、その旨、その変更が正当な理由に基づくものであるかどうか、その理由及びその変更が財務諸表に与えている影響を監査報告書に記載することになっていた。この監査報告書の記述は、通常、企業側の注記とほぼ同じ内容であった。
- 5) 連結財務諸表において、会計方針の変更は当該変更に重要性があれば注記されることになる。さらに企業側の注記があったとしても、追記情報の定義上「利害関係者に対し、連結財務諸表における当該変更の記載を強調する」必要がないと判断されれば、監査報告書で追記情報として記載されない。従って、会計方針の変更については、企業と監査人の二者が重要性の判断をしていることになる。実際、財務諸表の脚注で会計方針の変更が開示されていても監査人が追記情報で記載していないことも散見されている。
- 6) 会計・監査ジャーナル（2011, 12-13）によれば、追記情報の記載の要否の判断は、「監査報告書作成に関する実務指針（監査・保証実務委員会報告第75号，日本公認会計士協会）」の指針が定着しており、当面は大きく変更はないと想定されるとある。ここで示された第75号で重要性の判断基準とは、特記事項の記載の重要性の目安をほぼ踏襲したと説明している。
- 7) URLは <https://member.zeiken.co.jp/Zeiken/Login.do>、である（最終アクセス：2014年9月1日）。
- 8) データを収集するに当たり、企業側の注記、監査報告書で開示していない項目については、筆者で追加的な判断をしておらず、開示していない項目は欠損値としている。ただし「損益に影響がない」「財務諸表に対して影響がない」の場合はすべての損益をゼロとし、「軽微」の場合も同

様に該当すると考えられる損益をゼロとしている。なお、営業損益、経常損益、税金等調整前当期純損益、当期純損益の影響額をすべて開示している企業は稀である。上記の中では、税金等調整前当期純損益の開示が一番多い。

- 9) この資料の対象は、2000年から2002年においては「全国上場会社」（証券取引所上場会社）、2003年以降はジャスダックを含んでいる。2000年から2002年の収録対象でない企業は、有価証券報告書から監査報告書、連結財務諸表の注記欄を入手してデータを追加した。この資料は、1999年3月期分は個別財務諸表のデータが中心であるが、2000年3月期分から連結財務諸表のデータが中心となるため、2000年以降のデータを収集している。
- 10) 会計上の見積りの変更でも監査報告書に記載のあるものは含めている。
- 11) 京都証券取引所は2001年2月に廃止されている。ジャスダックが証券取引所に移行したのは2004年12月からである。それまでは「店頭売買有価証券市場」であった。なおジャスダックは一時期大阪証券取引所が運営していたが、現在は東京証券取引所が運営している。
- 12) 現在の名称は「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号、企業会計基準委員会）」である。また退職給付会計基準は「退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号、企業会計基準委員会）」である。
- 13) 本研究以前の詳細な調査である伊東（1988）では、1986年6月決算から1987年5月決算までの会計方針の変更、239社267件が集計されている。そこでは退職給与引当金の計上基準の変更（役員退職慰労引当金を含む）、繰延資産の会計処理の変更、棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更、有価証券の評価基準及び評価方法の変更、有形固定資産の減価償却方法の変更が多い。本研究のデータとは繰延資産の変更が多いことが異なる。
- 14) 詳しくみると、31社のうち25社が2001年からその他有価証券の時価評価について早期適用している。この割合は80.6%であり、円谷（2005）での調査による68.4%より高い。ただしサンプルが異なる。
- 15) この変更については岩崎・首藤（2012）が詳しい。
- 16) 『会計処理の変更 実例集（平成20年度版）』には、役員退職慰労引当金の設定が掲載されているが、同指針により強制になったと考え除外した。このほかにも会計基準、法令の適用と考えられるものは除外した。
- 17) 『「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号、企業会計基準委員会）』の2005年3月期における適用は、強制適用期より前のため基準の早期適用として取り扱っている。
- 18) 表中のそのほかの企業は、第3節のサンプル選択で説明しているとおり、監査報告書で会計方針の変更が記載されており、かつ会計基準の適用や法令の適用でないものとした変更以外の企業となる。従って、そのほかの企業が会計方針の変更をしていないというわけではないことに注意が必要である。追加的検証で示しているとおり、監査報告書で指摘している以外の会計方針の変更も存在する。先に紹介した会計・監査ジャーナル（2011, 12）によれば、会計方針の変更については、遡及修正により期間の比較可能性が保たれることになり、強調事項を記載する重要性が落ちている可能性があるという指摘もなされている。
- 19) この方法はRiedl（2004）の方法を援用している。
- 20) 会計方針の変更は原則期首からの適用であるため、会計方針の変更を決定した時点は期末ではない可能性が高い。従って、年度の税金等調整前当期純利益の値を用いての厳密な検討は難しい。

- 21) 利益の変化がゼロの近辺のサンプル・サイズがパネル G と近くなるように区間を設定した。
- 22) わが国の会計的裁量行動（裁量的会計発生高）と持株比率との関係を分析した研究に、木村（1998）、野間（2002）、首藤（2010）等がある。
- 23) 会計上の見積りについては、同書の2012年の基準にならい、「見積りの変更」、「見積りの変更」、「見積の変更」の用語で検索した。2012年のデータについても同様の手続きでデータを追加している。詳しくは同書を参考のこと。

参 考 文 献

- Badertscher, B. A. 2011. "Overvaluation and the Choice of Alternative Earnings Management Mechanisms," *The Accounting Review* 86 (5): 1491-1518.
- Barton, J. and P. J. Simko. 2002. "The Balance Sheet as an Earnings Management Constraint," *The Accounting Review* 77 (Supplement): 1-27.
- Beatty, A. and J. Weber. 2003. "The Effects of Debt Contracting on Voluntary Accounting Method Changes," *The Accounting Review* 78 (1): 119-142.
- Becker, C. L., M. L. DeFond, J. Jiambalvo, and K. R. Subramanyam. 1998. "The Effect of Audit Quality on Earnings Management," *Contemporary Accounting Research* 15 (1): 1-24.
- Cushing, B. E. 1969. "An Empirical Study of Changes in Accounting Policy," *Journal of Accounting Research* 7 (2): 196-203.
- Elliott, J. and W. Shaw. 1988. "Write-Offs as Accounting Procedures to Manage Perceptions," *Journal of Accounting Research* 26 (Supplement): 91-119.
- Fields, T. D., T. Z. Lys, and L. Vincent. 2001. "Empirical Research on Accounting Choice," *Journal of Accounting and Economics* 31 (1-3): 255-307.
- Francis, J. R., E. L. Maydew., H. C. Sparks, and M. C. Building. 1999. "The Role of Big 6 Auditors in the Credible Reporting of Accruals," *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 18 (2): 17-34.
- Healy, P. M. 1985. "The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions," *Journal of Accounting and Economics* 7 (1-3): 85-107.
- Hunt, H. 1985. "Potential Determinants of Corporate Inventory Accounting Decisions," *Journal of Accounting Research* 23 (2): 448-467.
- Jones, J. J. 1991. "Earnings Management during Import Relief Investigations," *Journal of Accounting Research* 29 (2): 193-228.
- McVay, S. 2006. "Earnings Management Using Classification Shifting: An Examination of Core Earnings and Special Items," *The Accounting Review* 81 (3): 501-531.
- Nelson, M., J. Elliott, and R. Tarpley. 2002. "Evidence from Auditors about Managers' and Auditors' Earnings Management Decisions," *The Accounting Review* 77 (4): 175-202.
- Pincus, M. and C. E. Wasley. 1994. "The Incidence of Accounting Changes and Characteristics of Firms Making Accounting Changes," *Accounting Horizons* 8 (2): 1-22.
- Riedl, E. J. 2004. "An Examination of Long-Lived Asset Impairments," *The Accounting Review* 79 (3): 823-852.
- Ronen, J. and S. Sadan. 1981. *Smoothing Income Numbers, Objectives, Means and Implications*. Addison

Wesley.

- Roychowdhury, S. 2006. "Earnings Management through Real Activities Manipulation," *Journal of Accounting and Economics* 42 (3): 335-370.
- Schwartz, K. B. 1982. "Accounting Changes by Corporations Facing Possible Insolvency," *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 6 (1): 32-43.
- Strong, J. S. and J. R. Meyer. 1987. "Asset Writedowns: Managerial Incentives and Security Returns," *The Journal of Finance* 42 (3): 643-661.
- Sweeney, A. P. 1994. "Debt-Covenant Violations and Managers' Accounting Responses," *Journal of Accounting and Economics* 17 (3): 281-308.
- Zang, A. 2012. "Evidence on the Trade-off between Real Activities Manipulation and Accrual-based Earnings Management," *The Accounting Review* 87 (2): 675-703.
- Zmijewski, M. and R. Hagerman. 1981. "An Income Strategy Approach to the Positive Theory of Accounting Standard Setting/Choice," *Journal of Accounting and Economics* 3 (2): 129-149.
- 飯野利夫編. 1994. 『会計方針選択行動論—理論と実証』中央経済社.
- 泉本小夜子. 2006. 『退職給付会計の知識』日本経済新聞社.
- 伊藤邦雄・会計政策研究会. 1992. 「会計政策の実態とインセンティブ—鉄鋼業の実証分析を中心として—」『商学研究』31: 169-293.
- 伊東敏. 1988. 「会計処理の変更—内容分析と問題点の検討」『企業会計』40 (4): 41-47.
- 岩崎拓也・首藤昭信. 2012. 「債券の保有目的区分の変更に関する実態分析」(大日方隆編著『金融危機と会計規制』中央経済社所収): 377-392.
- 榎本正博. 2014. 「新会計基準の導入と報告利益管理—退職給付会計基準の適用に伴う会計方針の変更の発生要因—」(代表: 辻正雄『経営者による会計政策と報告利益管理』日本会計研究学会特別委員会最終報告書所収): 129-149.
- 岡部孝好. 1993. 『会計情報システム選択論 (増補版)』中央経済社.
- 岡部孝好. 1994. 『会計報告の理論—日本の会計の探求—』森山書店.
- 岡部孝好. 2002. 「退職給付会計基準の適用における裁量行動の類型」『国民経済雑誌』185 (4): 51-66.
- 音川和久. 1999. 『会計方針と株式市場』千倉書房.
- 乙政正太. 2004. 『利害調整メカニズムと会計情報』森山書店.
- 乙政正太. 2008. 「退職給付会計における経営者の会計選択」(須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房所収): 328-348.
- 会計・監査ジャーナル. 2011. 「座談会 監査報告に係る監査基準委員会報告書第59号から第64号 (新起草方針に基づく改正版) の公表をめぐって」『会計・監査ジャーナル9月号監査報告特集号』23 (9): 1-24.
- 木村晃久. 2010. 「損益項目のシフトを利用した利益マネジメント」『埼玉学園大学紀要 (経営学部篇)』10: 109-119.
- 木村史彦. 1998. 「企業の所有構造と経営者の会計行動」『大阪大学経済学』48 (1): 88-105.
- 香村光雄. 1987. 『現代企業会計と証券市場—わが国財務会計の機能分析』同文館出版.
- 小谷融・河内山潔. 2001. 「II 会計処理変更の主な内容」(週刊「経営財務」編集部編『会計ビッグ

- バンによる「会計処理の変更」実例集』所収): 14-28.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2000.『会計ビッグバンによる「会計処理の変更」実例集』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2002a.『「会計処理の変更」実例集』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2002b.『「会計処理の変更」実例集』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2003.『会計処理の変更 実例集』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2004.『会計処理の変更 実例集』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2005.『会計処理の変更 実例集 (平成17年度版)』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2006.『会計処理の変更 実例集 (平成18年度版)』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2007.『会計処理の変更 実例集 (平成19年度版)』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2008.『会計処理の変更 実例集 (平成20年度版)』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2009.『会計処理の変更 実例集 (平成21年度版)』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2010.『「会計処理の変更」・「資産除去債務」実例集 (平成22年度版)』税務研究会.
- 週刊「経営財務」編集部編. 2012.『24年3月期有価証券報告書開示実例と傾向』税務研究会.
- 首藤昭信. 2010.『日本企業の利益調整—理論と実証』中央経済社.
- 資料版商事法務. 2001.「特集 平成13年6月総会 会計方針の変更内容の実態分析」(211): 123-169.
- 資料版商事法務. 2012.「特集 平成23年6月総会 会計方針の変更内容の実態分析」(337): 53-89.
- 須田一幸. 2000.『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房.
- 須田一幸・山本達司・乙政正太編著. 2007.『会計操作』ダイヤモンド社.
- 税務研究会. 2011.「平成23年3月期 会計処理の変更①」,「平成23年3月期 会計処理の変更②」『週刊経営財務』3033: 28-37, 3035: 34-38.
- 高田知実・村宮克彦. 2013.「大手監査事務所の保守的行動に関する分析」『国民経済雑誌』208 (4): 53-68.
- 円谷昭一. 2005.「有価証券時価評価の導入時期と企業行動」『一橋論叢』133 (5): 608-628.
- 富田知嗣. 2004.「利益平準化のメカニズム」中央経済社.
- 中内基博. 2007.「日本の製造業における社長交代と企業競争力の関係性—事業再構築の観点から—」(東洋大学経営力創成研究センター編『企業競争力の研究』中央経済社所収): 59-83.
- 中村大輔. 2006.「アーニングスマネジメントと会計発生高: 会計方針変更の問題を含めて」『年報 経営分析研究』22: 76-84.
- 野間幹晴. 2002.「コーポレート・ガバナンスと経営者の裁量的行動」『会計』162 (5): 116-130.
- 矢澤憲一. 2010.「Big 4と監査の質: 監査コスト仮説と保守的会計選好仮説の検証」『青山経営論集』44 (4): 165-181.
- 山口朋泰. 2013.「経営者交代と利益マネジメント: 新任経営者のビッグ・バスに関する実証分析」『証券アナリストジャーナル』51 (5): 20-33.
- 山地秀俊. 1984.「会計方針の変更に関する実証的研究」『国民経済雑誌』150 (4): 98-118.
- 吉田和生. 1992.「企業業績と減価償却方法の変更に関する実証—わが国企業の経営分析」『産業経理』51 (4): 87-95.